

平成17年7月29日
厚生労働省

「犯罪被害者等基本計画案（骨子）（案）」に対する修正意見について

平成17年7月27日付貴室より送付のありました標記について、以下のとおり意見を提出いたします。

以下の項目について修正をお願いしたい。

第5 国民の理解増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

（9） その他犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

イ 厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等・リーフレットの作成及び全国フォーラム講演会・シンポジウムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。

【修文理由】

「リーフレット」及び「講演会・シンポジウム」は、昨年の児童虐待防止推進月間における事業であり、「リーフレット」の記述を「等」に変更することにより、今後の広報啓発活動においてその他の媒体の活用も包含できること、また、「講演会・シンポジウム」についても、今年度より「全国フォーラム」として実施予定であり、それぞれを包含することから。

平成17年7月29日
厚生労働省

「犯罪被害者等基本計画（骨子）（案）」に対する追加修正意見について

平成17年7月27日付貴室より送付のありました標記について、以下のとおり意見を提出いたします。

基本法第22条関係（2）ア中「～人的、財政的支援の充実～」の「人的、」を削除していただきたい。

【理由】

基本法第22条関係の「（2）民間団体への支援の充実」の項目の内容に「人的」を付け加えることについて、「人的」支援の内容が、「民間の者の研修に関する講師の手配・派遣」と同等の意味であるならば、対応可能であると考えます。

しかしながら、大久保構成員意見に対する法務省意見のとおり、研修に関する講師の手配・派遣以上の、中長期的な人的支援を意味していると考えれば、第5回検討会において、その点について意見の一致をみていないところであり、骨子案に含めるのは適当ではない。

また、現在実施している研修以外の形で職員を派遣することは困難であるし、研修の形で実施するとしても、その人数を増加させることは、相当数の職員を長期間本来の職務から離脱させることを意味し、実現困難である。